

## 第 66 号議案

愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 286 条第 1 項の規定により、別紙のとおり関係市町と協議の上、愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約を変更することについて、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

上記の議案を提出する。

令和 6 年 9 月 6 日提出

愛南町長 清水 雅文

### 提案理由

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成 31 年法律第 3 号)の施行により、令和 6 年度から森林環境税を市町が個人住民税と併せて賦課徴収することに伴い、愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務を変更し、同機構規約を変更するため。

## 愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務の変更及び規約の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第286条第1項の規定により、愛媛地方税滞納整理機構の共同処理する事務に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)第7条の規定により個人の市町村民税の均等割及び個人の道府県民税の均等割の賦課徴収と併せて賦課徴収することとされている森林環境税に係る滞納事案のうち、関係市町の長から機構が引き受けた事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務並びに滞納処分の停止又は不納欠損処分をすることについての判定に係る事務を加え、同機構規約を次のとおり変更する。

### 愛媛地方税滞納整理機構規約の一部を改正する規約

愛媛地方税滞納整理機構規約(平成18年2月3日愛媛県指令17市第1371号)の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「されている地方税」の次に「並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)第7条の規定により個人の市町村民税の均等割及び個人の道府県民税の均等割の賦課徴収と併せて賦課徴収することとされている森林環境税」を加える。

#### 附 則

この規約は、愛媛県知事の許可のあった日から施行する。

愛媛地方税滞納整理機構規約新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条、第2条 略                      (機構の共同処理する事務)</p> <p>第3条 機構は、次に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) 地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づき市町が賦課徴収することとされている地方税_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____に係る滞納事案のうち、関係市町の長から機構が引き受けた事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務並びに滞納処分の停止又は不納欠損処分をすることについての判定に係る事務</p> <p>(2)、(3) 略</p> <p>以下 略</p>	<p>第1条、第2条 略                      (機構の共同処理する事務)</p> <p>第3条 機構は、次に掲げる事務を共同処理する。</p> <p>(1) 地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づき市町が賦課徴収することとされている地方税<u>並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)第7条の規定により個人の市町村民税の均等割及び個人の道府県民税の均等割の賦課徴収と併せて賦課徴収することとされている森林環境税</u>に係る滞納事案のうち、関係市町の長から機構が引き受けた事案に係る滞納処分及びこれに関連する事務並びに滞納処分の停止又は不納欠損処分をすることについての判定に係る事務</p> <p>(2)、(3) 略</p> <p>以下 略</p>